

第 8 回那須塩原市下水道審議会 議事録

日 時：平成 27 年 8 月 18 日（火） 13：30～14：25

場 所：那須塩原市役所 西那須野庁舎 306 会議室

出席者：

委員

太田会長、安宅副会長、井上委員、渋井委員、佐藤委員、仙波委員、
野田委員、星野委員、本澤委員、目黒委員、小出委員、坂内委員
欠席者 2 名

市

八木澤上下水道部長、邊見下水道課長、室井下水道課長補佐兼施設係長、道音普及係長、
伊藤管理係長、武藤下水道建設係長、菊地主事、平山主事
コンサルタント(日本水工設計株式会社)
武井弘

事務局(邊見)	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまより第 8 回那須塩原市下水道審議会をはじめさせていただきます。委員のみなさまにおかれましては、お忙しい中、またお暑い中ご出席いただきありがとうございます。本日の進行を務めます下水道課長の邊見と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>本日の会議では、吉田委員、若色委員から欠席の連絡をいただいております。下水道審議会規則第 6 条第 3 項により過半数のご出席をいただいておりますので、会議は成立とさせていただきます。それから今回もコンサルタントを同席させていただきます。あらかじめご了承くださいと思います。それでは次第に基づきまして進行させていただきます。</p> <p>はじめに太田会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
太田会長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>だいぶ暑さも峠を越したように感じますが、まだまだこれからも今年の夏はしぶとく暑さが続くのではないかと思います。</p> <p>当審議会もいよいよ最後の仕上げの段階に入ってきました。本日の議事の中で具体的な使用料改定案について審議していきますが、引き続き真摯なご審議をいただきたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。</p>
事務局(邊見)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきたいと思います。下水道審議会規則第 6 条第 2 項に基づき、ここからの議事の進行は太田会長にお任せしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>

<p>太田会長</p>	<p>それでは、さっそくお手元の会議次第に則りまして進めたいと思います。本日予定されている議事は5つございます。そのうちの(1)と(2)は前回ご質問いただいたもので、それに対し事務局が調査した結果でございます。したがって、最初に議事の(1)と(2)を事務局からご報告いただき、その後に本日のメインテーマである(3)使用料改定案についてに入りたいと思います。</p>
<p>事務局(伊藤)</p>	<p>それでは、わたしから説明させていただきます。</p> <p>資料の1ページをご覧ください。さきほど会長からもありましたとおり、前回審議会における質問事項への回答となります。まず(1)10 m³以下の利用者件数の実績についてということで、こちらは平成25年度の実績を示しております。使用水量が10 m³/月以下の件数が年間105,518件となっており、利用件数全体の36.2%を占めております。また、この10 m³/月以下の件数の中でも6 m³/月の使用者がもっとも多い結果となっております。その下に表1-1として使用水量が0～10 m³までという形で、使用水量区分、件数、構成比率の累計を記載させていただきました。</p> <p>次に(2)温泉地を抱える自治体の下水道使用料体系についてということで、こちらも前回審議会におけるご質問への回答でございます。今回は那須塩原を含めた8つの自治体を調査対象とし、その結果を3ページに記載しております。</p> <p>まず、真ん中にあります使用料体系をご覧ください。その中で温泉汚水の設定を設けているものが箱根町、熱海市、伊東市、渋川市の4つございます。那須塩原市については※1となっておりますが、那須塩原市では温泉水は汚濁があまりないという判断から、河川へ直接放流ということが原則となっております。</p> <p>ただ1箇所だけ、温泉水を受け入れているところがあり、そちらにつきましては公衆浴場法に基づく一般公衆浴場ということで、使用料については1 m³あたり50円という湯屋料を設定しております。こちらは県のほうで一般公衆浴場の入湯料を制限することで、通常下水道使用料よりも安い使用料が適用されております。</p> <p>次に温泉汚水の設定のとなりの欄ですが、単一従量単価の採用をしているのは草津町だけとなります。</p> <p>最後の逆累進制については、那須塩原市の塩原地区と那須町が採用しております。</p> <p>それから使用料単価、汚水処理原価、経費回収率ということで一覧表にしております。そのあとの資料4ページから8ページまで各地区の詳細な情報を載せており、9ページから11ページについては、ホームページに使用料改定時の市内への通知文が公開されておりましたので、参考として載せてございます。</p> <p>議事(1)、(2)については以上となります。</p>

太田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>前回審議会の際のご質問へ回答をいただきました。いかがでしょうか。ただいまのご説明を受けて何かありますでしょうか。</p>
委員一同	<p>《特になし》</p>
太田会長	<p>10 m³/月以下の使用水量に該当される方が全体の3分の1強おられ、その中でもっとも割合の高かったものが6 m³/月であったということでございます。</p> <p>あとは温泉地域を抱える県内外の代表的な地域における使用料体系の紹介でした。経費回収率が100%を上回っているところを見てもみますと、日光市、熱海市、草津町の3地域となっております。それぞれの地域ごとにかかる費用が違いますので、その費用に基づいて改定率が設定されております。</p> <p>那須塩原市は使用料単価の水準が日光市と比べるといくぶん高いですが、原価がそれ以上に高いために回収率が低いという実態が読み取れると思います。</p> <p>あとは使用料体系の特色として、温泉汚水といった特別な種別を設けているか、あるいは従量使用料について逡増体系なのか、均一にしているのか、あるいは塩原地区のように逡減体系で使えば使うほど安くなるなどがあるのか、ないのかといったことをご確認いただけます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
太田会長	<p>ご確認いただいたので何かご質問があれば、またあとで受けたいと思います。それでは、さっそく本日の審議会の本題に入っていきたいと思います。(3)使用料改定案について事務局からご説明いただきたいと思います。</p>
事務局(伊藤)	<p>それでは、(3)使用料改定案についてご説明したいと思います。資料の一番うしろ14ページをご覧になっていただきたいと思います。こちら今回の改定案を作成するにあたりまして、A3サイズの図3-1使用料改定案の検討手順に沿って改定案を作成いたしました。また改定案について全部で1から17までを作成し、その改定案につきましては、みなさまのお手元にあります参考資料に記載してございます。</p> <p>では、審議会資料の12ページに戻ります。</p> <p>12ページの表3-1下水道使用料改定案(事務局推奨案)というものがございます。こちらは検討案9ということで、さきほどの参考資料9ページと一緒に見ていただければわかりやすいと思います。今回、事務局推奨案ということで掲載をさせていただきました。なぜ検討案9を推奨案にしたかと言いますと、まず概要としまして12ページの赤い点線の中に3つほどあります。</p> <p>まず①基本使用料の固定費負担率を45%で設定しております。</p> <p>②としまして、基本水量の設定はなし。</p>

③としまして、水量区分につきましては、現行の4段階から6段階へと設定を変更しております。

次の13ページに詳細な推奨案の選定理由が記載されております。

まず、1. 固定費負担率についてですが、こちら使用水量の増減に左右されない使用料体系を設定し、下水道事業の経営安定化を図る必要があります。そのため基本使用料による固定費負担率の現状を38.3%から45%に向上させることが妥当であると考えました。

固定費負担率については、45%と50%の2つのパターンを検討してまいりましたが、50%にしますとその分基本使用料も高くなってしまい、一般家庭の方への負担も大きくなってしまうため45%としました。

2. 基本水量設定としまして、こちらにつきましては節水に対する経済的見返りを確保するため、そのほか那須塩原市の水道事業の料金体系つきましても基本水量がなしとなっておりますので、それに合わせ同一方針としたいということで基本水量なしと設定しました。

3. 従量使用料単価・水量区分としまして、一般家庭等が該当する10 m³/月から30 m³/月までにつきましては、区分を3つに分割することで一般家庭等の負担軽減が図れ、節水に対する経済的見返りに対しても有効な案となります。

大量使用者の該当する100 m³/月を超えるものにつきましては、従量使用料の収入比率を高める割合、今後水量減少が見込まれることを勘案し、経営安定化の観点からは望ましい案とは言えないということで、結果として従量使用料の区分につきましては、6段階とすることが妥当であると考えました。これらが今回お示しをいたしました事務局の推奨案の概要となります。

参考資料の18ページをご覧になっていただきたいのですが、こちらから各改定案の一覧をつけてあります。その中の中段あたりが改定案9の状況となっております。18ページにつきましては黒磯地区との対比となっております。現行の黒磯地区の料金体系と対比しますと、小口使用者の一般家庭が使う5 m³/月から20 m³/月は増額、それ以上の50 m³/月以上の方には減となるといった料金体系となっております。

次の19ページにつきましては、西那須野地区との対比となっております。こちらは小口使用者である5 m³/月から10 m³/月までの使用者は上がり幅が大きくなっており、全体的にどの区分でも増加がみられます。

20ページからは塩原地区との対比となっております。塩原地区につきましてはこれまで累進制を採っていなかったため、今回の改定において逆累進性を累進制に改めるということで、どの区分につきましても大幅な増加率となっております。

結果、市全体の収入に対する改定率は8.8%の増加となります。

以上でございます。

<p>太田会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>審議会資料 14 ページ図 3-1 を見ていただきたいと思います。それをご覧いただきますと左側がスタートということになっておりますが、最初の検討項目は固定費の負担率をどうするかということでございました。固定費は基本使用料で徴収することが基本の考え方なのですが、現実にはそうはならず、かなりの部分が従量使用料に振り替えられている。そのことがどうしても経営の安定化を損なう要因となっているということでした。そこで原則的な考え方に立って固定費の負担率を高めていこうとなったわけですが、その時にどの程度まで高めればよいかということで、二つの選択肢がございました。45%まで高めるのか、50%まで高めるのかということでございます。ですが、一般家庭の負担の急増を考えますと 50%はふさわしくないであろうとの結論から 45%に設定したということです。</p> <p>次に、基本使用料による固定費負担率が 45%に決まった上で、その時に基本水量というものをそこに付けるかどうかについてです。現状は基本水量付き基本使用料となっており、10 m³/月まではどのようにお使いいただいても同じ基本使用料をいただいている。極端な話、1 m³/月しか使わない方も 10 m³/月使う方も同じ基本使用料が適用されるという仕組みでした。それはやはり節水思考と全体として核家族化が進んでいる現状をみますと、実状に合っていないのではないかという考えから、この際に那須塩原市の水道事業と同じように基本水量をなくしたらどうかということで、基本水量なしとなったわけです。</p> <p>また、従量使用料についてでございますが、使った水量によってご負担をいただくというのが使用料負担の在り方であり、実際の少量使用者における排水の実態を検討しつつ、水量ランクを追加し 6 段階にしていきたいということで、最終的には改定案 9 を事務局案として推奨するということでした。</p> <p>全体的な流れは説明したとおりとなりますが、いかがでしょうか。どこからでも構いませんので、ご質問があれば出していただきたいと思います。</p>
<p>委員一同</p>	<p>《特になし》</p>
<p>太田会長</p>	<p>参考資料の 18 ページから 20 ページに地域別の影響を色分けして示してもらいました。それぞれの案ごとに列挙してございますが、その中ほど使用料改定案 9 を見ていただければと思います。</p> <p>全体として赤がプラスの影響、黄色がマイナス影響を与えるということでみていただきますと、どの項目においてもどちらかの影響が生じております。ですから、改定案については特に影響がないということではなくて、どちらかの影響を与えることになると思います。</p> <p>特に塩原地区については全体が赤一色となっておりますので、地区別に若干の違いはありますが、すべての案においてプラスになるということです。</p> <p>いかがでしょうか。事務局から何か補足等ありますか。</p>

事務局(伊藤)	<p>資料 12 ページの表 3-1 をご覧になっていただきたいと思います。0 m³から 10 m³までは従量使用料が 1 m³あたり 10 円となっております。このようにこの区分における従量使用料を 10 円としました理由は、今回基本使用料における固定費の回収率を高めるために、固定負担比率を 45%まで上げるということで、これまで以上に基本使用料が高くなってしまいます。そのため極力一般家庭の方の負担を低く抑えられるよう、0 m³から 10 m³までを 10 円という設定にさせていただきました。</p> <p>こちら大阪のほうでも 1 円という設定をしている市町村もあると聞いています。それらを踏まえ那須塩原市では 10 円に設定したいと考えております。</p>
太田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまのご説明は重要な点ですね。現行の基本水量付き基本使用料との単純な比較だけで申し上げますと、改定案 9 は 10 m³までお使用の方は従量使用料が 100 円、1 m³しかお使用にならない方は 10 円で済んでしまいます。それに対して、別途基本使用料というのは水量の如何にかかわらず、ベースとして徴収されるものとなります。</p> <p>全体として確認させていただくと、参考資料 9 ページの中ほどに体系表というのがございまして、これをご覧いただきますとただいまの説明が分かりやすく確認できるのではないかと思います。1 m³/月から 10 m³/月までは 1 m³あたり 10 円、11 m³から 20 m³までは 1 m³あたり 105 円と大幅に上がる形となっております。さきほどの話はそういうことです。少量使用者の方々の大幅な負担増を回避するために 10 m³までは非常に低い価格設定となっております。</p>
委員	<p>赤いセルの部分は確かに 3 地区ともすべて上がっているのですが、上がるか上がっていないかといった言い方よりも、上がっているものの率がどういう状態になっているのかが一番の問題だと思います。</p> <p>資料を見ますと 3 地区とも 10 m³/月まではそこまで高く上がっていない印象を受けます。ということになると 10 m³/月以下の使用者は全体の 36%を占めているということでしたので、そういった意味では妥当ではないかと私は思いました。</p> <p>一番の問題は何と言っても塩原地区の一番水量の多い区分である 2,000 m³/月以上が 160%の増額と出ているので、そこをみなさまがどう判断するのが大きな課題かなと思います。</p> <p>そういった意味でも私は妥当な数字ではないかと思います。</p>
太田会長	<p>ただいまのご指摘も大変重要なものですね。</p> <p>単に上がるか下がるかではなく、どれくらい上がるのか、またその増加率は妥当なのか重要となります。基準外の繰入金ということで、本来使用料として徴収すべきものに税金を入れて賄っている状況を解消したいという趣旨に基づきますと、全体としてはどうしても負担増にならざるを得ない。これは避</p>

委員	<p>けて通れないものですね。その際になるべく急激な負担の増加につながらないよう配慮していくこと。</p> <p>さらに経営の将来的な安定化をどう図るか、合わせてそうした配慮をしたうえでも、どうしても元々料金水準が低く逓減制を採ってきた塩原地区において大きな影響が出ている。これをどうするかということを考えていかななくてはならないわけですね。</p> <p>那須町と同様に塩原もこれまで逆累進制を採用しており、それが今回から累進制での使用料体系を採るということで、塩原地区の小口使用者に対する負担が2割から3割、大口使用者は5割から6割増加するとのことでした。</p> <p>本日の参加委員のみなさまの出身地区を見ますと塩原地区の方は大体3名、その他の方は西那須野や黒磯ということなので、なかなか実感として大きな負担になるということが感じられないかもしれません。</p> <p>旅館・ホテルにとってお客さんがたくさん入れば経営も安定しますが、他の温泉地区との競争もあり、現状はより厳しくなっております。そういった中で、下水道使用料を大幅に上げられてしまいますと競争力にも影響が出てしまい、経営の安定化も危うくなってしまう可能性がございます。ですので、委員のみなさまにはそのあたりのことも考慮していただきたいと思っております。</p>
太田会長	<p>当審議会でも塩原地区についての配慮は必要であるということは、前回審議会からの申し送り事項でもあったと思います。その点については配慮することを前提として、どういう配慮がふさわしいかを考えていかななくてはならないと思います。</p>
事務局(伊藤)	<p>配慮といいますと激変緩和などのお話のことでしょうか。</p>
太田会長	<p>どういう配慮の仕方にするかというのは、いろいろなやり方があると思います。何らかの形で激変緩和なり配慮を行うことが必要でしょう。</p>
事務局(伊藤)	<p>前々回の審議会の際に大幅に負担が増加する地区に関しては、4年間で激変緩和の策をとるという形で、段階的に上げていこうと審議会の中で確認を取っております。ほかには実際の観光面での振興となりますと、下水道事業ではなく市の施策の中での対応という形になると思います。こちらにつきましては、市の観光サイドと話し合いをしていきたいと考えております。</p>
太田会長	<p>非常に選択肢が多く全体で17もありますので、一つひとつを吟味いただくのは時間的にも、作業的にも無理があると思います。</p> <p>さきほど事務局が17あるうちの改定案9を推奨したいというお話でしたが、固定費負担率の関係と基本水量の設定については考え方が整理されれば、おのずと選択肢が絞られてくると思います。</p>

事務局(伊藤)	<p>資料を見ますと水量区分についてもいろいろな段階の選択肢があるのですが、6段階にしたという主な理由などはあるのでしょうか。</p> <p>6段階とした理由についてですが、まず基本水量をなくしたということで現行の0 m³/月から30 m³/月の区分を、少量使用者が負担増にならないようにということで0 m³/月から10 m³/月、11 m³/月から20 m³/月、21 m³/月から30 m³/月の3つに細分化しております。</p> <p>これまでの傾向の中で大口である100 m³/月以上を追加する方向で話が進んでいましたが、累進制を採用するということで、大口の100 m³/月以上の段階を付け加えると、これまで以上に大口の方の負担増となってしまいます。その辺を吟味しまして、あまり大口の方に頼りすぎると今後節水意識が働いてしまい、使用水量が減ってきてしまうことが考えられます。大口が使用水量を減らしてしまうとそれだけ使用料収入も減ってきてしまい、そのパーセンテージも大きいということで、大口に頼りすぎるのも望ましくないと判断しました。とりあえずは100 m³/月を超えるところまでで設定し、それ以上の区分については設定しない方が経営の安定化につながるのではないかという判断から、事務局としての推奨案に設定しました。</p>
太田会長	<p>基本的には本来の理屈の上で考えますと、従量料金というのは均一性であることが理想となります。ようするに大口であろうと小口であろうと、使う水量について多く使えば使うほど使った分だけランニングコストがかかります。しかし、実際に使った水が多くとも、かかってくる単位あたりのコストはみんな同じですから、その点でいえば均一であることが理屈の上では理にかなっているのではないかと思います。</p> <p>ですが、さきほど申し上げたように固定費が100%基本料金によって賄うことができない。今回45%に引き上げたけども、これ以上はなかなか一般家庭の負担急増につながってしまうため、2つの選択肢のうち低い方の負担率45%を採用せざるをえなかったのが現状です。</p> <p>結論から言うと残りの55%は本来であれば基本使用料で取るべきものを従量使用料で取っている。ですので、それについては一定程度の逓増性といったものは配慮しなくてはならない。けども従来の固定費負担にかかる分だけ、従量料金のほうに振り替えた部分を元に戻していく。ようするに合理的な範囲で均一料金に近づけていくということで、あえて基本水量の設定をしなかったということでございます。</p> <p>それでは、なかなかご質問・ご意見といっても出しにくいかもしれませんが、何かございますか。</p>
委員	<p>改定案9における経費回収率は数字的にどのくらいになるのでしょうか。</p>
事務局(伊藤)	<p>こちらは100%となるように使用料を設定しております。</p>

太田会長	<p>塩原地区を軸とした激変緩和については、別途継続してご審議いただくことになると思いますが、それを念頭に置いていただいたうえで、基本的な骨組みとしてはこういう使用料の在り方で考えたいと思います。</p> <p>特にご質問等なければ、色々なご検討をいただいた結果として事務局の提案どおり、第9案を審議会として採用させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>《はい》</p>
太田会長	<p>事務局案である第9案を当審議会で採用したいと思います。</p> <p>委員のみなさまからこの機会に何かございましたらどうぞ。</p>
委員一同	<p>《特になし》</p>
太田会長	<p>それでは、事務局にお戻しいたします。</p>
事務局(伊藤)	<p>それでは、(5)その他ということでみなさまのお手元にA4版で下水道審議会の審議事項(予定)といった紙がございます。こちら次回の審議会を11月に開催予定としております。大変申し訳ありませんが、日程等が決定しておりませんので、今回の議事録初稿をお送りする際に次回の詳細をお示ししたいと考えております。内容につきましては、答申書(案)ということで、さきほど会長からもあったとおり激変緩和の件も含めまして、答申書(案)という形で提示したいと考えております。</p> <p>わたくしからは以上でございます。</p>
太田会長	<p>その他ということでご提案がございました。お手元のスケジュールに次回は今年11月ということで第9回目となります。年を越しまして来年の2月に市長さんに対する答申を当審議会としてお示しすることになります。</p> <p>ですので、実質的なご審議をいただく機会は次回の第9回が最後となります。よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>《はい》</p>
太田会長	<p>それでは、本日の審議会の議事は以上となります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局(邊見)	<p>以上をもちまして、第8回那須塩原市下水道審議会を終了とさせていただきます。長時間にわたるご審議ありがとうございました。</p>